（別紙様式2）

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：	香川県
農業委員会名：	丸亀市農業委員会

Ⅰ　農業委員会の状況（平成31年4月1日現在）

1　農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,460	290				2,750
経営耕地面積	2,074	167	58	109		2,241
遊休農地面積	23	13				36
農地台帳面積	2,576	759				3,335

※1　耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3　遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3139
自給的農家数	1366
販売農家数	1773
主業農家数	184
準主業農家数	421
副業的農家数	1168

※　農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2774
女性	1431
40代以下	233

※　農林業センサスに基づいて記入。

	経営数（経営）
認定農業者	123
基本構想水準到達者	25
認定新規就農者	13
農業参入法人	11
集落営農経営	31
特定農業団体	0
集落営農組織	31

※農業委員会調べ

2　農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日	R	2	年	7	月	19	日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	16	16
認定農業者	－	15
認定農業者に準ずる者	－	
女性	－	1
40代以下	－	1
中立委員	－	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	30	30

＊現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （平成31年4月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,750　ha	1,128.7　ha	41.0%　%
課　　題	農業者の高齢化と後継者不足が進行している。地域農業を持続・発展させていくために、優良農地の保全と経営体の確保・育成が必要である。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和元年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
1,370.0　ha	755.8　ha	−372.9　ha	55.2%　%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	6月～8月農地パトロール、11月利用意向調査の実施と結果を踏まえて、農地機構の活用等担い手への貸借を勧めていく。 年間を通して、農業委員、推進委員及び事務局において、遊休化を未然に防止するため農家の利用状況、意向の把握に努める。
活動実績	5月に島嶼部、6月末～8月末に市内を15ブロックに分けて農地パトロールを実施した。また、パトロール結果に基づき、9月～11月にかけて利用意向調査を行った。香川県農地機構の利用希望者については、機構へ農地紹介を行った。また、年間を通して農家からの農地管理や貸借の相談を受け、農地機構を紹介するなど遊休農地発生を防ぐための活動を行ったが、営農組合が5か所解散したことにより、集積面積

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	令和元年度は綾歌・飯山・旧丸亀5か所の営農組合が解散し、年度集計でマイナス実績となった。今後、再度集積率が上がるよう目標を設定し、農地機構などを通じて集積を図って行く。
活動に対する評価	高齢化や後継者不足が深刻化するなか、遊休農地の防止・再生のため各委員による意向調査や指導、相談などが行われた。また、農地機構の周知や連携を強化して、農地の有効利用のため担い手への斡旋に努めた。今後更に、県・市・JA等と連携して担い手の育成を図っていく。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	3　経営体	3　経営体	2　経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	1.0　ha	2.8　ha	1.9　ha
課　　題	食農教育、農業体験などを通じて、地域の農業への理解を深めることが大切である。県、近隣市町等との連携により特産品の開発を進め、品質・収量の確保、販路の新規開拓で農業所得向上を図る。		

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和元年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
2　経営体	2　経営体	100.0%　%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
1.0　ha	0.8　ha	80.0%　%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	県農業改良普及センター、JA等関係機関と連携して、国・県・市等の補助制度を活用し新規就農者の支援を図る。 毎月開催される再生協担い手部会で、関係機関相互の支援策を検討する。
活動実績	県農業改良普及センター、市農林水産課等で新規就農相談を随時受け付けている。毎月開催している丸亀市地域農業再生協議会担い手部会で、関係機関の連携を図っている。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	近年の新規参入者数の増加数から見て、設定している目標は妥当である。
活動に対する評価	地区別農業者意見交換会などあらゆる機会をとらえて、新規参入者の育成支援制度の普及啓発に努めた。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （平成31年4月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	2,786　　ha	36.0　　ha	1.3%　　%
課　　題	毎年、10ha前後の遊休地の解消を図っているが、後継者不足等により新たな遊休農地が発生している。狭隘、かつ不整形な形状から生産効率が低く、複雑な水利慣行など貸借が進まない農地も多い。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和元年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
10.0　　ha	0.8　　ha	8.0%　　%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	50		6月～8月	9月～10月
		調査方法	市内16ブロックに分けて、全域を調査する。農業委員、推進委員、事務局職員2～3人で、住宅地図、地番図をもとに調査する。 重点的に調査するものとして、①平成30年度利用意向調査発出農地②苦情受付農地③納税猶予農地④違反転用の有無など全員で確認する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期：11月～12月			
	その他の活動	雑草の苦情等があれば、現地を確認し、地権者宅を訪問し、管理指導を行う。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		50　人		6月～8月	9月～10月
	農地の利用意向調査	調査実施時期　10月～11月		調査結果取りまとめ時期	12月～1月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数：　67 筆		調査数：　筆	調査数：　筆
		調査面積：　4.7 ha		調査面積：　ha	調査面積：　ha
	その他の活動				

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	年間に4haほどの農地の再生は図られたが、中山間地や、後継者や担い手のいない農地で荒廃や山林化が進み、結果として十分な目標達成ができなかった。
活動に対する評価	遊休農地の地権者を、農業委員、推進委員自ら個別訪問し農地利用の意向確認や管理指導を行うことにより、何件かは早期の耕耘や耕作再開などに繋げることができた。

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （平成31年4月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	2,750　ha	1.0　ha
課　　題	農地転用制度を十分に知らずに過去に転用してしまっている案件が多い。	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和元年度実績

実　　績①	増減（B-①）
0.2　ha	0.8　ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	・6月から行う農地利用状況調査をはじめ日常のパトロールにおいて、情報収集に努める。 ・市広報誌や農業委員会だより等を活用して制度の周知・啓発を行なう。 ・地区代表者との農業者意見交換会を開催し、地域の現状の把握や問題解決に努める。 ・「人・農地プラン」作成のためのアンケート調査を行う。
活動実績	5月～8月の農地利用状況調査や、随時のパトロール時に荒廃地の早期発見に努め、昨年は約1.8haの違反転用を解消した。
活動に対する評価	長期間経過した違反転用の指導・解消が主となっている。今後も広報等で農地法の周知啓発を行い、引き続き是正指導していく。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

１　農地法第3条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:　　66　件、うち許可　　66　　件及び不許可　　0　　件）

点検項目		具体的な内容	
事実関係の確認	実施状況	申請書及び添付書類その他農地・農家台帳等参考資料による書類審査を行い、申請地に係る農地の効率的利用等の現地調査を事務局職員において実施している。	
	是正措置		
総会等での審議	実施状況	個々の事案ごとに現地調査等の結果を踏まえ、許可の可否を審査基準に照らして審議している。	
	是正措置		
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	66　　件
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0　　件
	是正措置		
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、ホームページで公表するとともに閲覧に供している。	
	是正措置		
処理期間	実施状況	標準処理期間　申請書受理から　30　日	処理期間（平均）　30　日
	是正措置		

２　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:　　184　　件）

点検項目		具体的な内容	
事実関係の確認	実施状況	申請書及び添付書類その他農地・農家台帳等参考資料による書類審査を行うとともに、担当地区農業委員、推進委員と事務局職員による現地調査を実施している。審査基準等に基づき周辺農地の営農への影響等を調査確認している。　なお、転用面積が一定面積を超えている案件は、香川県農業会議、県農政課等の事前ヒアリング（申請者同席）を実施している。	
	是正措置		
総会等での審議	実施状況	個々の事案ごとに現地調査等の結果を踏まえ、許可の可否を審査基準に照らして、総会で許可基準に基づき事業内容、立地基準、一般基準を総合的に審議している。	
	是正措置		
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、ホームページで公表するとともに閲覧に供している。	
	是正措置		
処理期間	実施状況	標準処理期間　申請書受理から　50　日	処理期間（平均）　50　日
	是正措置		

３　農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	30　法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	30　法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0　法人
	対応状況	

４　情報の提供等

点検項目		具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数　**433**　**件**	公表時期 令和 2年 3月
		情報の提供方法: **市ホームページで公表**	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数　**1624**　**件**	取りまとめ時期 毎月５日
		情報の提供方法: **定例総会議事録をホームページで毎月公表**	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積　2,750　ha	
		データ更新:	
		公表:	
	是正措置		

※その他の事務
　上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 ①相続農地（特に市外住民が相続）の管理 ②小規模経営農家への支援 ③新規就農者・親元就農者への支援 〈対処内容〉 ①普段の農地パトロールにおいて、情報の収集に努める。 ②各種支援・補助制度の周知 ③農業普及センター、JAや市の農業部局などと連携を取り、新規就農者への支援に努める。

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 転用にあたって被害防除措置、申請者において解決する旨の確約書も添付されているが、隣接農地所有者（耕作者）に十分な説明がされていない場合がある。 〈対処内容〉 申請を受ける時に、現地の状況や同意内容の確認を行う。

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　2　件

提出先及び提出した意見の概要	香川県（県農業会議を通じて）、丸亀市 ①小規模家族経営農家が再生産可能になる自治体の支援 ②農地中間管理機構の制度見直しの内容の周知や利用の推進 ③新規就農者への営農指導などの支援の強化 ④集落営農法人設立への支援 ⑤「人・農地プラン」計画の作成支援と周知 ⑥食農教育の推進

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している